

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

本年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務化されました。

熱中症対策の対象者：正社員・パート・アルバイトだけでなく派遣社員・同一の場所で作業するフリーランスも含まれます。

対象業務：「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれるもので、通暁業務のみならず、臨時の作業や突発的な対応も含まれます。

詳しくは以下のリンクをご確認ください。

■熱中症対策（厚生労働省）

□熱中症対策ポータルサイト

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

□労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通達）

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_ministerial_ordinance_2.pdf

□労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_ministerial_ordinance.pdf

□リーフレット

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_leaflet.pdf

□パンフレット

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2025/r7_neccyusho_strengthening_pamphlet.pdf